

静岡県スキー連盟規約・施行規程

昭和 38 年 4 月 1 日改正施行

昭和 41 年 10 月 1 日改正施行

昭和 44 年 5 月 11 日改正施行

昭和 49 年 6 月 2 日改正施行

昭和 53 年 10 月 15 日改正施行

昭和 57 年 4 月 15 日改正施行

平成 24 年 7 月 8 日改正施行

令和 5 年 11 月 5 日改正施行



静岡県スキー連盟

静岡県スキー連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、静岡県スキー連盟と称する。
英文では、SKI ASSOCIATION OF SHIZUOKA (略称 S. A. S) という

(事務所)

第2条 本連盟の事務所は会長の指示するところに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、静岡県内のスキー界を統括し、かつ代表する団体として、アマチュアスキーの健全な普及及び振興を図り、スポーツ精神を涵養し、県民の体育向上に寄与することを目的とする。
2. 本規約でスキーとは、スキー及びスノーボードをいう。

(事業)

第4条 本連盟は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) スキーに関する指導者の養成及び各種検定会、研修会、講習会の開催
(2) スキーに関する競技力向上及び各種スキー大会の開催
(3) 県代表選手の選考、推薦及び強化
(4) 関連団体に対する代表者の派遣
(5) スキーに関する安全対策及び傷害防止対策等
(6) 「公益財団法人全日本スキー連盟」並びに「公益財団法人静岡県スポーツ協会」に対し、静岡県スキー界を代表して加盟する。
(7) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

第3章 組織及び加盟団体

(組織)

第5条 本連盟は、加盟団体をもって組織する。

(加盟団体)

第6条 静岡県内（以後「県内」という）において活動する次のいずれかに該当するスキー団体は、代議員会の承認を得て加盟団体となることができる。
(1) 地域に集う団体
(2) 企業内における団体
(3) 同好者が集う団体
(4) 学校体育に関わる団体

第4章 代議員

(代議員の定数)

第7条 代議員は各加盟団体から1名を基準として選出する。
2. 加盟団体からの選出に際し、分担金の額に応じ複数人を選出することができる。
3. 定数は、加盟団体等に応じて定まる。

第5章 役員

第8条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 2名

(役員を選任)

第9条 会長、理事長及び監事は、代議員会で選任する。

- 2. 会長は、副会長及び理事を指名し、代議員会において承認を得るものとする。
- 3. 理事長は、副理事長（事務局長含む）理事及び各専門部担当理事を指名し、代議員会において承認を得るものとする。
- 4. 会長、副会長、理事長、副理事長及び各専門部の正副部長を常任理事とする。

(出向役員)

第10条 本連盟が加盟する「公益財団法人全日本スキー連盟」（以下「S. A. J」という）、「東海北陸ブロック協議会」、「公益財団法人静岡県スポーツ協会」へ出向する各役員（ブロック専門委員及び技術員は除く）、評議員は会長が指名する。

- 2. 前項により、理事以外から指名された出向役員は本連盟の理事とする。
- 3. ブロック専門委員及び技術員は、理事長が推薦し会長が指名する。

(役員職務と権限)

第11条 会長は本連盟を総理し、連盟を代表する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時又は欠けた時にその職務を行う。
- 3. 理事長は、理事会を招集し、理事会の決するところに従い会務を執行し、各専門部の調整に当る。
- 4. 副理事長は、理事長を補佐し理事長事故ある時又は欠けた時にその職務を行う。
- 5. 常任理事は、会長及び理事長を補佐し理事会の決議に基づき業務を処理する。
- 6. 理事は、各専門部の実務を処理し事業遂行にあたりその職務を行う。
- 7. 複数部門に亘る会務は、各専門部の合意をもって処理する。

(監事の職務)

第12条 監事は本連盟の会務並びに会計について監査する。

- 2. 監事は前項の監査結果について代議員会に報告し、意見を述べなければならない。
- 3. 監事は他の役員を兼務することはできない。

(役員任期)

第13条 本連盟の役員任期は、就任後2年内の春季定例代議員会の終結の時までとする。
但し、再任を妨げない。

- 2. 補欠又は増員のため選任された者の任期は、前任者又は他の在任者の残存期間と同一とする。
- 3. 役員任期の切れる1年前から6ヶ月前の間において、代議員会は次年度「会長」及び「理事長の候補者」を決定しなければならない。
- 4. 役員（会長、副会長を除く）の定年は、就任時の年齢が満70歳とする
但し、特別な事由が有る場合はこの限りではない。

(役員解任)

第14条 役員が次のいずれかに該当するときは、代議員会の議決によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

第6章 名誉役員

(名誉役員)

第15条 本連盟は名誉会長、顧問をそれぞれ置くことができる。

- 2. 名誉会長は会長経験者の内から理事会で推薦し、代議員会において承認を得るものとする。
- 3. 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 4. 顧問は会長の諮問に答え役員会に出席して意見を述べることができる。

第7章 代議員会

(代議員会)

第16条 代議員会は本連盟の最高決議機関として次の事項を決める。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員の選任もしくは解任
- (3) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (4) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (5) 団体の加盟、脱会及び除名
- (6) 褒章及び罰則に関する事項
- (7) その他重要な事項

(開催)

第17条 代議員会は、定例として春季及び秋季の年毎2回開催する。

- 2 春季定時代議員会は、毎会計年度末日から、4ヶ月以内に開催し、事業報告及び収支決算、事業計画及び収支予算を審議する。
- 3 秋季定時代議員会は、毎年10月から11月の間に開催する
- 4 次の場合は臨時に開催することができる。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 代議員の3分の1以上の同意があったとき

(招集)

第18条 代議員会は会長が招集し、招集の通知は遅くとも開会の10日前までに会議の目的、日時、場所をした書面又は電子メール等で発しなければならない。

(議事)

第19条 代議員会は、構成人員の2分の1以上が出席しなければ、議事を行うことができない、但し委任状による出席を認める。

- 2 前項に決めた出席者数に満たないときは、20日以内に改めて招集する。この場合は、前条の規定にかかわらず議事を行い議決することができる。
- 3 代議員は他の者を代理人として議決権を行使できる。
この場合は、代議員ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議決)

第20条 代議員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が採決に加わり決する。

- 2 理事及び監事は代議員会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 代議員会の議長は、会長又は会長の指名する者とする。

(議事録)

第21条 代議員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 代議員会に出席した代議員のうちから、議事録署名人2名を選出し、議長及び議事録署名人が議事録に記名捺印する。

第8章 理事会及び常任理事会

(理事会)

第22条 理事会は必要に応じて開催し、業務執行に必要な事項を決議する。

- 2 理事会は理事長が招集し、理事長が議長となる。
- 3 理事会の議決は、過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(常任理事会)

第23条 常任理事会は、常任理事で構成し、理事長が随時これを招集し、理事長が議長となる。尚、必要に応じて理事も同席させることができる。

第9章 専門部

(専門部)

第24条 本連盟の円滑な事業を遂行するため、次のとおり専門部を置く。

(1) 総務部

- ア 加盟団体の加盟及び更新の手続きに関する事項
- イ 財産の管理に関する事項
- ウ 会計の処理に関する事項
- エ 他の部門に属さない事項

(2) 教育本部

- ア 検定会、研究会、講習会の企画運営に関する事項
- イ スキー技術の向上に関する事項
- ウ スキー学校の総括に関する事項
- エ スキーの安全に関する事項
- オ 公益財団法人全日本スキー連盟公認の教育関連資格及び県連認定指導員の登録、及び研修の受講に関する事項

(3) 競技本部

- ア 競技力の強化に関する事項
- イ 県代表選手の選考又は推薦に関する事項
- エ 競技会の企画、運営に関する事項
- オ ジュニア対策に関する事項

(4) 企画事業部

- ア 事業計画書作成に関する事項
- イ 事業報告書作成に関する事項
- ウ 広告の掲載に関する事項

2. 専門部内には必要に応じて、専門委員会及び委員を置くことができる。

なお専門部に属さない委員会は、理事長直轄の委員会として設置することができる。

3. 専門委員会は相互に協力して担当理事の下で業務を執行する。

4. 専門委員の任命は理事長の承認を経て加盟団体所属員の中より専門部各部長が指名し、その任期は担当理事が決める。

5. 各種専門委員会規定は別に定める。

第10章 賛助会員

(賛助会員)

第25条 本連盟の目的. 事業に協賛する者で、理事会で認めた者は賛助会員とすることができる。

2. 賛助会員規程を別に定める。

第11章 会計

(会計)

第26条 本連盟の経費は分担金、賛助会費、寄附金、その他の収入をもってあてる。

(分担金の納入)

第27条 加盟団体は毎年6月末日までに分担金を納めなければならない。

2. 加盟団体が期日までに分担金を納入しない場合、事務局より督促の文書を送るが7月末日迄に納入なき場合はその年度加盟継続の意思なきものと認め、S.A.J会員登録更新、講習会、競技会等一切の公認行事の参加資格を失い、所属会員は本連盟主催及び公認の行事に参加することができない。

3. 6月末日までに分担金を納入しない加盟団体が年度の途中において納入し、権利を継続しようとする場合は、理事会の決する罰則の適用を受けて後初めてその権利が受けられる。

(事業年度)

第28条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までの1年間とする。

(監査)

第29条 本連盟の会計に関する事項は、監事の監査を経た後、毎年春季代議員会において、承認を得るものとする。

第12章 加盟及び脱会

(加盟及び脱会)

第30条 本連盟に加盟、脱退の申請のあったときは、代議員会において承認を得るものとする。ただし、理事会において必要と認めるときは、次回の代議員会までの間、加盟について仮承認することができる。

2. 加盟更新をする団体は、分担金納入時に別に定める様式により加盟更新手続きをとるものとし、更新手続きなき団体は加盟団体としての権利を停止する。

第13章 褒章及び罰則

(褒章)

第31条 スキーの振興、発展について功労のあった者及び優秀な成績を残した者については、代議員の議決によりこれを表彰することができる。

(罰則)

第32条 加盟団体又は所属会員で本連盟の目的又は規約に違反する行為のあった時は、代議員会の議決により戒告又は除名することができる。

第14章 附則

第33条 本規約の施行についての必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

2. 本規約の変更は、規約検討委員会で審議し、代議員会で議決する。
3. 本規約は令和5年11月5日より施行する。

昭和38年4月1日施行

昭和41年10月1日施行

昭和44年5月11日施行

昭和49年6月2日施行

昭和53年10月15日施行

昭和57年4月15日施行

平成24年7月8日施行

令和5年11月5日施行

静岡県スキー連盟施行規程

(趣旨)

第1条 この施行規程は、静岡県スキー連盟（以下「本連盟」という）規約第32条項にもとづき、本連盟の運営を円滑にするために定める。

(事務所の所在地)

第2条 本連盟の事務所は、〒416-0948 静岡県富士市森島 601 番地の 5（事務局長宅）とする。

(規約等の遵守)

第3条 加盟団体とその所属会員は、本連盟規約、施行規程等を遵守し、理事会の決定に従わなければならない。

(加盟基準)

4条 本連盟に新規の加盟申請をするには、次の各号のいずれかの要件を満たした団体でなければならない。

- (1) 所属会員が 10 名以上であること。
 - (2) S.A.J 公認の資格者が、3 名以上であること。
 - (3) S.A.J の競技者登録者が、5 名以上であること。
 - (4) 現に所属している団体から分離して加盟する場合は、その団体の同意を得なければならない。
2. 前項の規定は、加盟申請後 1 年を経過し、再度加盟申請する場合には適用しない。

(加盟及び登録の拒否)

第5条 規約第32条により、除名処分となった団体又は会員は、処分決定の日から3年間は、本連盟に加盟又は登録をすることができない。

2. 除名処分となった団体で、処分の対象となった事由が生じた時及び処分決定時に役員であったものが、役員の半数以上を占める団体は、前項の規定を準用する。

(加盟団体の名称)

第6条 加盟団体の名称は、既存の加盟団体と類似するもの、又は公序良俗に反するものは、使用することができない。

(加盟、脱会及び除名)

第7条 本連盟に加盟申請があったときは、理事長はその内容を精査し、本連盟の規約及び施行規程に抵触する事項がない場合は、理事会に諮り、代議員会で承認を求めなければならない。

2. 加盟団体から脱会の申請があったときは、理事長は、当該団体が本連盟に対する債務不履行等の有無を調査し、支障がない場合は、理事会に諮り、代議員会で承認を求めなければならない。

3. 加盟団体を除名しようとするときは、理事長は、当該団体にその事由を明示し、理事会に諮り、代議員会で承認を求めなければならない。当該団体は、理事会及び代議員会で弁明をすることができる。

前項の規定は、加盟団体の戒告及び所属会員の戒告又は除名の場合に準用する。

(代議員の定数)

第8条 規約第7条2項に該当する加盟団体は、分担金の額が一般組織の加盟団体の倍数ごとに、代議員 1 名. を選出することができる。

2. 前項の規定を変更するには、代議員会で承認を求めなければならない。

(役員を選任方法)

第9条 会長、理事長の選任は、代議員会で選挙を行う。ただし、候補者が定数の場合は議決の方法による。

2. 会長及び理事長の候補者（規約第13条3項により選任された候補者を除く）は、役員任期となる年度の5月末日までに、立候補の届け出をしなければならない。

3. 前項の届け出には、代議員 5 名以上の推薦書を添えなければならない。

4. 規約第13条3項により会長及び理事長候補者を選任する場合は、代議員会で議決の方法による。

(役員解任)

第10条 役員を解任しようとするときは、理事長は、当該役員にその事由を明示し、理事会に諮り、代議員会で承認を求めなければならない。当該役員は、理事会及び代議員会で弁明をすることができる。

(分担金の額)

第11条 加盟団体の分担金の額は、以下の通りとし、変更ある場合は代議員会で承認を求めなければならない。

- (1) 単独加盟の団体 年 50,000 円
 - (2) 協会組織の団体 年 80,000 円～200,000 円
- 令和 6 年 4 月 1 日現在での協会組織等の団体分担金
- ① 静岡市スキー協会 180,000 円

- ② 沼津スキー協会 80,000 円
- ③ 富士宮スキー協会 80,000 円
- ④ 富士市スキー協会 80,000 円

2. 加盟団体において、組織の変更、団体の併合、分離などがあった場合は、申し出によりその年度で見直しを行う。ただし、納付済みの分担金は返還しない。

(事業の認定)

第12条 加盟団体は、検定会等の認定事業を開催する場合は、シーズン前に所定の事項を記載した申請書を提出し、本連盟の認定を得なければならない。

- 2. 前項の認定事業を実施するには、事前に下記認定料を納付しなければならない。
- 3. バッチテスト等の検定会はシーズン通し 5,000 円とする。

0 (SAJ 公認資格の受検)

第13条 準指導員検定を受けようとするものは、所属加盟団体長の推薦を必要とする。

- 2. 指導員、パトロール等教育本部関係の検定を受けようとするものは、所属団体長及び加盟団体長の推薦を必要とする。
- 3. セッター、競技運営指導員等競技本部関係の検定を受けようとするものは、所属団体長及び加盟団体長の推薦を必要とする。
- 4. 認定指導員規定に付いては別途これを定める。

(県連会員登録料)

第14条 会員登録者は、毎年下記の県連登録料をSAJ会員登録システムを通じて納付しなければならない。

- (1) 会員登録者 500 円 (ただし高校生以下の会員は免除)
- (2) S. A. J 公認資格所持者及び県連認定資格所持者は(1)に 2,000 円を加算する。
 - 2. 上記の金額はS. A. J 会員登録時に S. A. J 年会費と同時に納付をする。
 - 3. シーズン中に検定会に合格した場合や他団体からの資格の移行が認定された等の理由で新たに資格を取得した場合は、取得時点で加算額 2,000 円を納付する。
 - 4. 会員登録更新時に資格の返上の申出があった場合、その年度以降一般会員の登録料のみとなるが、会員登録更新完了後に資格を返上した場合は納付済みの登録料の返還はしない。

(県連認定資格登録料)

第15条 県連が認定する下記の資格を所持する者は、資格登録料を納付しなければならない

- (1) 認定指導員 1,000 円
- 2. 上記の金額は S. A. J 会員登録時または上記資格合格時に S. A. J 会員登録システムを通じて請求をされる
- 3. 会員登録更新時に資格の返上の申出があった場合資格を喪失し登録料の支払いは発生しないが、会員登録更新終了後に資格を返上した場合は納付済みの登録料の返還はしない

(規約検討委員会)

第16条 本連盟の規約を変更するときは、規約検討委員会 (以下「委員会」という) に諮り、その結果を尊重しなければならない。

2 会長は、次の基準により委員会の委員を指名しなければならない。

- (1) 理事長
- (2) 専門部の代表者各 1 名以上
- (3) 地域代表 (東部・中部・西部各 1 名) 3 名以上
- (4) その他の理事、学識経験者から 若干名

3 委員会は、委員の互選により委員長を選出するものとする。

4 会長、副会長は、オブザーバーとして委員会に参加することができる。

(諸規則の制定)

第17条 理事会の決議により、本連盟の運営に必要な規則を定めることができる。

(施行規程の変更)

第18条 本規程の変更は、理事会で決議し、その決議の内容を代議員会で報告するか、加盟団体に書面又は電子メール等で通知することにより、その効力を生じる。ただし、規約第16条(7)に該当する事項については、代議員会で承認を求めなければならない。

2 本規程は令和5年11月5日より施行する。

昭和44年5月11日改正施行

平成23年11月6日改正施行

平成24年7月8日改正施行

令和5年11月5日改正施行